

ハマの自転車保険 【傷害 総合保険】 に入りましょう

2019年10月～
神奈川県で自転車保険の
加入義務化！

自転車会入会および 自転車保険加入のご案内

自転車事故
+日常生活
に起因した
賠償事故を補償！

1か月あたり約170円～
**プランD
新登場！**

(注)2023年4月1日よりヘルメットの
着用が努力義務となりました。

**個人賠償責任補償1億円
示談交渉サービス付き**
(日本国内のみ)

**割安な自転車保険
1か月あたり約170円～**

個人賠償責任補償は
全プラン
家族全員
に適用

年齢制限
無し



家族にも教えて
あげよう！

安心・安全
講習会

備えあれば
憂いなし！

どなたでも
入会できます！

ハマの自転車保険に加入できる方

- 横浜市に在住、在勤、在学または横浜市内で自転車を利用する方
- 横浜市内で自転車を利用する未成年者を持つ保護者
- 横浜市内で自転車を利用する親族等がいる方
- その他、当協会が自転車会員と認めた場合

(上記には、利用を予定する場合を含みます。)

ハマの自転車保険(傷害総合保険)への加入方法

オススメ!! <WEBの場合> クレジットカード決済

パソコンでの申込

以下の URL から WEB ページへアクセスしてください。

<http://www.yokohama-ankyo.or.jp/jitenshakai/>

横浜市交通安全協会 自転車会



スマートフォンでの申込

下の2次元コードから WEB ページへアクセスしてください。



<郵送の場合> **口座引き落とし** 裏面の「横浜市交通安全協会「自転車会入会申込書」兼「ハマの自転車保険制度加入依頼書」」に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、お送りください。

お申し込み・保険に関するお問い合わせ

その他のお問い合わせ

自転車会・講習会等に関するお問い合わせ

取扱代理店

トータルリスクサポート株式会社

〒232-0022 横浜南区高根町3-17-12 KSビル3階A

TEL:045-325-9358

【受付時間】平日:午前9時～午後5時

引受
保険会社

損害保険ジャパン株式会社 横浜中央支店 横浜支社

〒231-8422 横浜市中区本町2-12 損保ジャパン横浜ビル6F

TEL:045-661-2708 FAX:045-201-1847

【受付時間】平日:午前9時～午後5時

団体
連絡先

横浜市交通安全協会自転車会

〒231-0013 横浜市中区住吉町2-22 松栄閣内ビル

TEL:045-663-3011

【受付時間】平日:午前9時～午後5時

自転車保険 事故受付専用ダイヤル

受付時間

24時間365日

0120-57-3192

※事故のご連絡の際は、必ず
「ハマの自転車保険」のご
利用の旨お伝えください。

事故が起こった場合は、ただちに警察に届けるとともに、加入者票をお手元にご準備のうえ、
左記事故受付専用ダイヤルまたは損保ジャパン、取扱代理店までご連絡ください。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者票は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者票が届かない場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。

指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

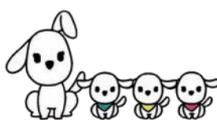
一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター



0570-022808

【受付時間】平日:午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

<通話料有料> ●詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)



「ハマの自転車保険」

(保険期間1年)

1か月
わずか約170円

プランD

【賠償補償: 家族全員】 【死亡・後遺障害補償: 本人指定】

個人賠償責任

どのプランも本人・配偶者・同居の親族等が対象となります

個人賠償責任補償金額

1億円
+
示談交渉サービス付き(日本国内のみ)



毎月20日が
入会締切日です。

加入方法(Web・郵送)に関わらず、締切日および補償開始日は下記のとおりです。

毎月の申込締切日	20日
ハマの自転車保険制度補償開始日	翌月の1日
加入者票	申込時にダウンロード
Web 掛金のお支払い	クレジットカード決済 ※決済日は会社により異なります。
加入者票	翌月初旬～発送
郵送 掛金のお支払い	翌々月27日 口座振替*

*口座振替日が、土日祝日の場合は翌営業日となります。
*申込内容に不備がある場合はご連絡しますが、不備等がなくお申込みが有効な場合にはご連絡をしております。

傷害補償(ケガの補償)

本人	死亡・後遺障害保険金	50万円
	入院保険金(日額)	
家族	死亡・後遺障害保険金	補償されません
	入院保険金(日額)	

年間掛金

Web申し込みがお得!

1,970円

郵送申し込み

2,020円

郵送で加入を希望される方は 下記申込用紙に必要事項を記入・捺印のうえ、お送りください。

切り取る前に控え(コピー等)をお手元に保管してください。

横浜市交通安全協会「自転車会員入会申込書」兼「ハマの自転車保険制度加入依頼書」

私は、自転車会員専用の「ハマの自転車保険」に加入します。なお、更新時に当方または契約団体からの特段の申し出がない限り自動的に更新手続きを取る事を承認します。

すでにご加入の方は、自動更新されますので加入手続きは不要です。

加入依頼日

20__年__月__日

ご加入プランを
○で囲んでください

A 年間掛金 2,500円	B 年間掛金 3,080円
C 年間掛金 3,930円	D 年間掛金 2,020円

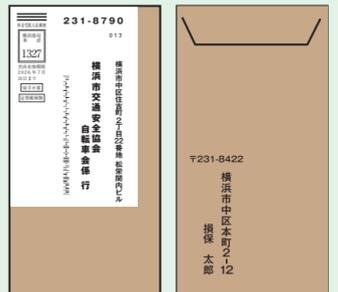
裏面記載の自転車会
に関する個人情報の
取扱いに同意する。
(□にし点を記入願います。)

ハマの自転車保険を
どこで知りましたか?

自転車販売店 駐輪場
区役所 学校
その他()

加入依頼書の郵送方法

- ①加入依頼書をご記入のうえ、キリトリ線で切り取ります。
- ②定型封筒をご用意いただき、加入依頼書を封入します。
- ③左下の宛名ラベルを線で切り取りご用意いただいた定型封筒の左上に貼り付けてください。
※糊付けは、はがれないようにしっかりと貼り付けてください。
- ④封筒の裏面に、お客様の郵便番号、氏名をご記入ください。
※住所は不要です。
- ⑤切手は不要です。
※後納郵便のため到着までに時間がかかります。締切日に余裕をもってポストにご投函ください。



加入依頼者(入会の申し込みをされる方)	必ずご記入ください	電話番号	-
		携帯電話番号	-
住所	(漢字) ※必ず都道府県名から記載ください。		
	都	道	
	府	県	
フリガナ(カタカナ)	性別	男①	女②
(漢字) 姓	名	生年月日	西暦 年 月 日
被保険者(補償の対象となる方)	加入者に同じ	必ずご記入ください	電話番号
			携帯電話番号
住所	(漢字)		
	都	道	
	府	県	
フリガナ(カタカナ)	性別	男①	女②
(漢字) 姓	名	生年月日	西暦 年 月 日

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)

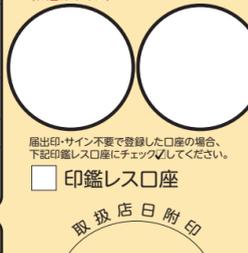
収納企業名 | 三菱UFJニコス株式会社(NICOS)

振替日・払込日 | 27日(休業日の場合はその翌営業日)

私は、三菱UFJニコスから請求された金額を私名義の預金から口座振替により支払うことにしたいので、下記の預金口座振替規定事項を確約のうえ依頼します。なお、本書は三菱UFJニコス以外の請求については使用できないものとします。

ゆうちょ銀行以外の金融機関	フリガナ	ご指定口座	① 普通預金(総合口座)	店番号	口座番号
ゆうちょ銀行	フリガナ	口座名義人(預金者のお名前)	種目コード	契約種別コード	記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください。)
			166	341	0
	フリガナ	口座名義人(貯金者のお名前)	番号(右からつめてご記入ください。)		
	払込先口座番号	00190-5-73326	払込先加入者名	三菱UFJニコス株式会社	
	料金等の種類	入会金及び保険料	金融機関コード		
			収納依頼企業名	一般財団法人横浜市交通安全協会	

金融機関お届け印(押し直し専用)



※預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、下記該当箇所○印をつけて三菱UFJニコスへご返送ください。

1. 印鑑相違
2. 預金種目相違
3. 印鑑不鮮明
4. 名義人相違
5. 口座番号相違
6. 預金取引なし
7. 支店名相違
8. その他()

※不備返送先 〒274-8790 日本郵便株式会社船橋東郵便局私書箱30号 三菱UFJニコス株式会社 中央システムセンター 宛

料金受取人払郵便	231-8790	013
横浜港局 承認	1327	
差出有効期間	2026年7月31日まで	
切手不要		
定型郵便物		
横浜市交通安全協会 自転車会係行		
横浜市中区住吉町2丁目22番地松栄閣内ビル		

預金口座振替規定 ※ゆうちょ銀行を除きます。(ネット銀行については取扱代理店にお問い合わせください)

1. 預金の支払手続については、当座勘定約定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または普通預金払戻請求書を提出いたしませんから貴店所定の方法で処理してください。なお、振替日に変更された場合は請求書に記載された日付をもって処理されてもさしつかえありません。
2. 指定預金口座の残高が振替日において引落請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく引落請求書を返却されても又、指定日以降に再度振替えられても異議ありません。
3. この預金口座振替契約は貴店が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。
4. 表記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があっても本書は有効として扱われてさしつかえありません。
5. この取引について十分に紛議が生じても貴店あるいは三菱UFJニコス株式会社の責によるものを除き、すべて私と収納依頼企業との間において解決するものとし、貴店および三菱UFJニコス株式会社には一切ご迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

以上

(傷害総合保険)のご案内

オススメ!!

		プランA 【賠償補償:家族全員】 【死亡・後遺障害補償:本人指定】	プランB 【賠償補償:家族全員】 【傷害補償:本人指定】	プランC 【賠償補償:家族全員】 【傷害補償:家族全員】	
個人賠償責任 どのプランも本人・配偶者・同居の親族等が対象となります		個人賠償責任補償金額 1億円 + 示談交渉サービス付き(日本国内のみ)			
傷害補償 (ケガの補償)	本人	死亡・後遺障害保険金	500万円	1,000万円	
		入院保険金(日額)		2,000円	
	家族	死亡・後遺障害保険金	補償されません	補償されません	500万円
		入院保険金(日額)			2,000円
年間掛金		Web申し込みがお得! 2,450円 郵送申し込み 2,500円	Web申し込みがお得! 3,030円 郵送申し込み 3,080円	Web申し込みがお得! 3,880円 郵送申し込み 3,930円	

※【制度運営費について】 自転車会員制度運営に関わる費用です。年間530円です。 ※年間掛金には、自転車会員の年会費30円、制度運営費500円(郵送申込みは550円)、損害保険料を含みます。(損害保険料:プランA1,920円、プランB2,500円、プランC3,350円、プランD1,440円)
 ※個人賠償責任補償特約では日常生活上賠償(国内外)、傷害補償では自転車事故(国内のみ)補償の対象となります。
 保険商品:傷害総合保険(自転車傷害危険のみ補償特約、入院保険金支払限度額日数変更特約(180日セット)、プランDのみ後遺障害等級限定補償特約(第1級~第3級)適用割引:団体割引25%適用(非保険家族数5,000人以上の場合)

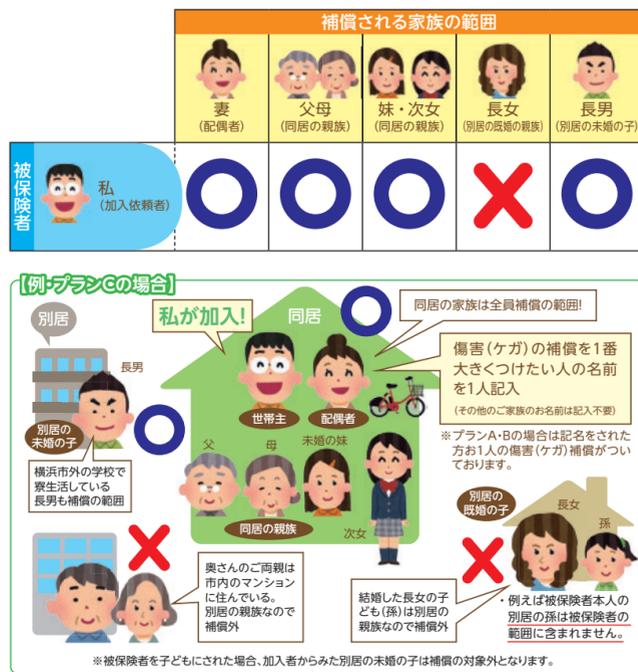
△**ご注意** 保険金のお支払等重要な事項は、「この保険のあらましと補償内容」以降に記載されておりますので、必ずご参照いただき、お手元に保管ください。
 ①プランA・プランCは1会員につき1口のみ加入いただけます。(2口以上加入できません)プランBは本人(被保険者)1名につき1口限度です。ただしプランA・プランBで家族別々の方が加入した場合は家族全員の個人賠償責任補償特約が人数分加算されます。
 ②「ハマの自転車保険」は自転車会員のみご加入いただけます。なお被保険者が未成年の場合には親権者などの法定代理人がご加入者になっていただきます。

加入者とご家族の補償範囲

- 加入者とは…申込みをされる方
- 被保険者とは…補償の対象となる方

個人賠償責任補償(プランA・B・C共通)の被保険者は、次の①~⑥の方が対象となります。下記の「本人」とは加入依頼書の被保険者(補償の対象となる方)に記入された方を指します。

- ①本人
 - ②本人の配偶者
 - ③本人またはその配偶者の同居の親族
 - ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。
 - ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。
- ※プランCの傷害補償の被保険者の範囲は上記①~④の方となります。



補償のご確認事項

下記のご質問は補償の重複を防止するためのものです。

現在、自動車保険・火災保険・傷害保険等の損害保険にご加入の方は、「ハマの自転車保険制度」にご加入前にお手元の保険証券をご確認いただき、個人賠償責任補償の不要な重複契約にご注意ください。

現在ご加入の損害保険は?

個人賠償責任補償の特約がセットされていますか?	はい いいえ
個人賠償責任補償の対象は家族全員になっていますか?	はい いいえ
自転車の対人事故における賠償責任に対応していますか?	はい いいえ
個人賠償責任補償の補償限度額は1億円以上ですか?	はい いいえ
被害者との示談交渉サービスが付いていますか?	はい いいえ

ひとつでも「いいえ」があれば「ハマの自転車保険制度」へのご加入をご検討ください。

この保険のあらましと補償内容

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただけますようお願いいたします。【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み: この商品は、傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者: 横浜市交通安全協会自転車会(以下、協会)
- 保険期間: 毎月1日の午前0時から1年間※ご加入後の継続契約は当日の午後4時から開始となります。新規・継続ともに満期日の午後4時に契約は終了します。
- 申込締切日: 毎月20日締切
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレット内に記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者: 自転車会員
- 被保険者: 自転車会員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。

【プランA・B・D】被保険者本人のみが保険の対象となります。
 【プランC】被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。
 ※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

- お支払方法: Web申込みの方…クレジットカード決済です。保険を継続する場合、継続確認の案内メール送付時に、ご登録いただいているクレジットカードが無効の場合、有効なクレジットカードを再度ご登録いただく必要がございます。本手続が確認できない場合は自動的に脱退となりますのでご注意ください。脱退または変更を希望の場合は取扱代理店までご連絡ください。
- 郵送申込みの方…補償開始月の翌月27日(土日祝日の場合は翌営業日)にご指定いただいた口座より引き落とします(一時払)。万一、引き落としができなかった場合は再請求をしますが、お払い込みいただけない場合には補償開始日に遡って補償ができなくなりますのでご注意ください。

- お申込方法: 下表のとおりです。

ご加入対象者	お手続き方法
新規加入者の皆さま	Webページまたは左の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ポストに投函してください。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合 Web・郵送申込み共に、お手続きは不要です。お申し出がない限り、1年後の応当日ごとに会員および補償は自動継続となります。 ご加入プランを変更する等前年と条件を変更して継続加入を行う場合 Web申込みの方…Web会員画面よりお手続きください。 郵送申込みの方…表紙に記載のお問い合わせ先の取扱代理店までご連絡ください。
継続加入を行わない場合	表紙に記載のお問い合わせ先の取扱代理店までご連絡ください。

- 中途脱退: この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金: この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

- 被保険者が、日本国内において、自転車事故(自転車乗車中の急激かつ偶然な外来の事故または運行中の自転車に衝突・接触された事故)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
 (※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含まれません。
 (注1)「自転車傷害危険のみ補償特約」をセットしています。
 (注2)「手術保険金対象外特約」をセットしています。
 (注3)保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- 急激かつ偶然な外来の事故について**
- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
 - 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事とをいいます。
 - 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
 △靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】 続き

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 (国内外補償) (注)	日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありませぬ)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場面 ②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場面 ③日本国内で受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場面 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場面 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 なお、被保険者本人またはその配偶者との統柄および同居または別居の別、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノートパソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(注1)を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑦被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑧航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑨環境汚染に起因する損害賠償責任 (※1)船舶および車両 次の①から④までのいずれかに該当するものを除きます。 ①主たる原動力が人力であるもの ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート ③身体障害者用の車(注8)および歩行補助車で、原動機を用いるもの ④移動用小型車および遠隔操作型小型車
	▲補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。 (※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。 (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。	

▲補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。
(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
傷害(国内のみ補償)	死亡保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金日額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③脳疾患、疾病または心神喪失 ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤外科的手術その他の医療処置 ⑥戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(注1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的に他覚所見(わがのな)のないもの ⑨自転車による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
	後遺障害保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%(プランDの場合78% (※)～100%)をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%) (※)プランDでは「後遺障害等級別定補償特約(第1級～第3級)」をセットしています。	など
	入院保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日(※)を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(180日(※)限度) (※)「入院保険金支払限度日数変更特約(180日)」をセットしています。	

注1「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

注2「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

その他ご注意くださいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
自転車	ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(※1)およびその付属品(※2)をいいます。(※1)2輪以上の車 ペダルのない二輪道具、レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。(※2)その付属品(積載物)を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方を行い、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。(※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないもの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。(※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないもの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。(注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

よくある質問 Q & A

Q1 自転車会員とは何ですか？

横浜市交通安全協会は「自転車の交通安全を推進して交通事故を防止し、自転車の安全利用の実現に寄与することを目的とした自転車会員制度」を設立しました。自転車会に加入することで、お得な掛金で大きな補償がついた会員専用の団体保険制度「ハマの自転車保険」へもご加入いただけます。また、希望者は自転車の交通安全教室や講習会に参加できます。

Q2 自転車会員と会員特典の「ハマの自転車保険」に加入できる方は？

自転車会に入会することで「ハマの自転車保険」にご加入いただけます。年齢や職業・身体障害等による制限はございません。詳しくは「ご入会・ご加入方法」画面の入会資格をご確認ください。なお、未成年者の方が保険へのご加入を希望される場合には、親権者の方が自転車会員にご加入していただき保険制度のご加入者になっていただけます。未成年者の方は、被保険者(補償の対象となる方)欄にご記入願います。未成年者は、保険制度のご加入者にはなれませんのでご注意ください。

Q3 申込書を郵便で送りましたが、いつから補償されますか？

毎月20日までに到着したものが翌月の1日から補償開始となります。お申し込みの不備等がない場合、ご投函後約3～7週間でご加入者票をご自宅に郵送しますのでご確認ください。なお、受領した旨のご連絡は行っておりませんのでご了承ください。

Q4 加入者票は送られてきますか？

申込書を郵送いただいた場合には、後日ご自宅宛てに郵送させていただきます。※加入者票は、保険開始月に郵送します。保険開始翌月になってもお手元に届かない場合はご連絡ください。

Q5 自転車を複数台所有していますが、自転車ごとに申込をしなくていいの？

当保険制度は、「自転車」ではなく「人」につける保険となりますので、一口加入していただければ自転車を複数台所有していても全て補償されます。

ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)

- クーリングオフ**
この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
- ご加入時における注意事項(告知義務等)**
 - ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容(Web申込における入力内容も含みます。)に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書等にご記入いただく内容(Web申込における入力内容も含みます。)は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項(Web申込における入力内容も含みます。)とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。(告知事項)この保険における告知事項は、次のとおりです。★他の保険契約等(※)の加入状況(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、自転車総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。＊告知事項について、事実を記入(Web申込における入力を含みます。)されなかった場合または事実と異なることを記入(Web申込における入力を含みます。)された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- ご加入後における留意事項**
 - 加入依頼書等記載(Web申込における入力内容も含みます。)の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
 - ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
 - ＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎりませぬ。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - 期間中のプラン変更はできません。
 - ＜重大事由による解除等＞●保険金を支払わせる目的でケガ等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ＜他の身体障害または疾病の影響＞●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

- 責任開始期**
保険責任は保険期間初日の午前0時(継続の方は午後4時)に始まります。＊第1回目の申込締切日以降にご加入の場合は、毎月20日締切、翌月1日に保険責任が始まります。
- 事故がおきた場合の取扱い**
 - 事故が発生した場合は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察へ届け出てください。
 - ▲個人賠償責任補償特約をセットした場合は、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
 - 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類 例)保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類 例)傷害状況報告書、事故証明書	など
③	傷害の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類 例)①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、休業損害証明書、源泉徴収票 ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写)	など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類 例)同意書	など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類 例)示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書	など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金額を算出するための書類 例)他の保険契約等の保険金支払内容に記載した支払内訳書	など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするため必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

- 保険金をお支払いできない主な場合**
本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。
- 中途脱退と中途脱退時の返れい金等**
この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうち未経過していない期間)の保険料を返金される場合があります。▲ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険会社破綻時の取扱い**
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

- 個人情報の取扱いについて**
 - 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 団体(横浜市交通安全協会)は当協会の「個人情報及び特定個人情報保護方針」に基づき、自転車加入者の個人情報を適切に取扱いします。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 【ご加入内容確認事項】**
本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

- 保険商品の次の補償内容等がお客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。
 - 補償内容(保険金の種類)、セットされる特約 □保険金額 □保険期間 □保険料、保険料払込方法 □満期返れい金・契約者配当金がないこと
- ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。
 - 以下の項目は、保険料を正しく算出した、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)
 - 被保険者(保険の対象となる方)の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
 - パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
 - 以下の「補償重複についての注意事項」をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】
補償内容が同様の「ご契約事項」がある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。【家族型にご加入になる方のみご確認ください】

- 被保険者(保険の対象となる方)の範囲についてご確認ください。
 - お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。
 - 特に「注意喚起情報」は、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

よくある質問 Q & A

Q6 補償制度を解約したい場合はどこに連絡すればいいですか？

記載の取扱代理店までご連絡ください。補償制度から中途脱退される場合、年間掛金のうち損害保険料については、未経過期間の保険料を月割計算にて払い戻しさせていただきますが、制度運営費・年会費の払い戻しはございません。

Q7 口座引落名は何と表示されますか？

「Jテンジャカイ」です。なお、クレジットカードの場合は、「横浜市交通安全協会自転車会」等、クレジット会社によって異なります。

Q8 口座振替の場合、年間掛金はいつごろ引き落としされますか？

掛金は補償開始月翌月の27日に引き落とし予定になります。(金融機関の都合により遅れる場合もございますのでご了承ください。)

Q9 業務中の事故も補償されますか？

業務で自転車を利用中に起こした賠償事故は補償の対象とはなりません。通常の通勤途中の自転車事故は補償されます。業務中の補償をご希望の場合には代理店までご連絡ください。

Q10 更改手続きはどのようにしますか？

満期前に継続確認のご案内をします。そのまま継続される方は手続きは不要です。WEB加入の方については、継続確認のご案内メール送付時に、ご登録いただいているクレジットカードが無効の場合、有効なクレジットカードを再度ご登録いただく必要がございます。本手続きが確認できない場合はご継続いただけないため、ご注意ください。脱退または変更を希望の場合は取扱い代理店までご連絡ください。